

平成28年度 小・中学校のきらきら サポーターを募集します

市では、小・中学校の特別支援学級などで、児童生徒に対して学校生活上の補助を行う「きらきらサポーター」を募集します。資格は特に問いません。特別支援教育に理解のある方、子供たちに関わる仕事の経験がある方はじめ、多くの方の応募をお待ちしています。

- ▶ **勤務時間** 学校長との相談により決定します(夏休みや冬休みなど長期休業日は勤務なし)。
- ▶ **勤務場所** 市内の小・中学校
- ▶ **賃金** 860円(交通費などの支給はありません)
- ▶ **選考方法** 書類審査および面接(平成28年1月中旬～2月中旬)
- ▶ **申し込み** 学校教育課で配布している指定の履歴書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、1月8日(金)までに持参または郵送で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052行田市本丸2-20 行田市教育委員会学校教育課
- ▶ **問い合わせ** 同課指導担当 ☎556-8316



お子さんの病気に仕事は 休めないときは病児・病後児保育所を ご利用ください

病児・病後児保育所は、保護者の就労などの理由で、病気中もしくは病気回復期にあるお子さんの看護ができないときに、お子さんの預かり保育を行う施設です。「子どもに熱があるが、どうしても仕事を休めない」「急な用事が入ってしまったが、病気中の子どもと一緒に連れて行けない」こんなときに、ぜひご利用ください。

- ▶ **施設** 病児保育所「げんきキッズ」(小見1404-1 南川げんきクリニック隣)
- ▶ **電話番号** 090-8111-8751
- ▶ **対象** 乳幼児～小学3年生
- ▶ **保育時間** 月～金曜日の午前8時～午後6時
- ▶ **利用方法**
 - ①事前に施設へ病児・病後児保育利用者登録書(子育て支援課または施設で配布)を提出する。
 - ②主治医や小児科医の診察を受け、病児・病後児保育利用申請書(同課または施設で配布)の医師確認欄に記入してもらう。
 - ③前日までに施設へ利用予約を入れる。
 - ④当日持参するものを持って利用日当日、施設へ行く。
- ▶ **利用日当日持参するもの** 利用申請書、印鑑(朱肉を必要とするもの)、利用する子どもの健康保険証、子ども医療費受給資格証、母子手帳、非課税証明書(非課税世帯のみ)、利用料金
- ▶ **利用料金** 2,000円(市民税非課税世帯は無料)
- ▶ **問い合わせ** 同課子育て支援担当(内線292)



医療費助成制度の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成制度	通院・入院共に15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(お子さんの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、お子さんの保険証ができるまで日数がかかります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 ・保護者名義の預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの)など
重度心身障害者医療費助成制度	<ol style="list-style-type: none"> ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害者となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳(A・B)の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にある方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの)など
ひとり親家庭等医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(18歳に達した日の属する年度の末日まで。ただし、一定の障害がある場合は20歳未満) ・所得制限あり 	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの)など

※いずれの制度も平成28年1月以降の申請には、次のものが必要です。
 ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など。なお、ひとり親家庭等医療費助成制度を除き、代理人が申請することも可能です。その場合は事前にご連絡ください。

- ▶ **受給資格の始期**
原則、申請日です。ただし、出生、転入の日から15日以内に申請があった場合には、出生日、転入日が始期になるなどの特例があります。
※年末年始(12月29日(火)～平成28年1月3日(日))の間に出生届を提出する方で、出生日から15日目が年末年始の閉庁日である場合、1月4日(月)が出生日を受給資格の始期とすることができる日となりますのでご注意ください。
- ▶ **医療費助成できないもの**
 - ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
 - ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。
- ▶ **問い合わせ** 保険年金課医療担当(内線226)

交通遺児等援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に援護金を給付しています。
 ※「交通遺児等」とは、18歳以下で保護者(一方または双方)が、交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障害を負った方をいいます。

- ▶ **対象** 県内に在住する乳幼児ならびに小・中・高等学校および各種学校などに在学する平成9年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、次の表に掲げる世帯に属する方

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

- ▶ **給付額** 遺児1人につき年額10万円
- ▶ **給付時期** 平成28年4月末日(「給付決定通知書」を送付します)
- ▶ **申し込み** 市役所、学校などにある「交通事故被害者のご家族への援護金のしおり」を参照し、平成28年1月29日(金)までに申請書類をみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18)に持参または郵送してください。
- ▶ **問い合わせ** 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2958

古代蓮の里イルミネーション2015のBESTエリアに投票しよう

古代蓮の里では、駐車場入り口のケヤキをはじめ古代蓮会館のタワーなどさまざまなエリアにイルミネーションを施しています。今年は、皆さんのお気に入りのエリアを投票していただき、抽選で23人に古代蓮の里売店のお買い物券をプレゼントする企画を実施します。ぜひ、会場に足を運んで投票してください。



昨年のイルミネーション

- ▶ **投票期間** 12月1日(火)～平成28年1月11日(月)
- ▶ **投票エリア**
 - ・シンボルツリー(駐車場入口のケヤキ)
 - ・世界の蓮園(スワン、フラミンゴなど)
 - ・古代蓮会館タワー
 - ・古代蓮会館内
- ▶ **投票方法** 古代蓮の里に設置された投票箱に必要な事項を記入した投票用紙兼アンケート用紙を投函してください。
※投票は1人1投票とします。
- ▶ **古代蓮の里売店お買い物券**
【1位エリア投票者】3,000円分(1人)
【2位エリア投票者】2,000円分(2人)
【上記当選者を除く】500円分(20人)
- ▶ **結果発表** 2月2日(火)～28日(日)(当選者は発送をもって発表とさせていただきます)
- ▶ **主催** 古代蓮の里イルミネーション推進協議会
- ▶ **その他** 詳細は、市ホームページを参照するか、同協議会事務局にお問い合わせください。
- ▶ **問い合わせ** 同協議会事務局(都市計画課内・内線5602)